
受講者の皆さんへ

－総合演習に参加する前に－

- ① 下記の「**総合演習①事例**」を読んでいただき、事例に類似した相談がご自分の地域で起きたときに、「県・市町村のどの部署が中心となって、どのような機関（例：各専門職団体、権利擁護センター、虐待対応専門職チーム等）と連携して対応しているのか」等をわかる範囲でご確認いただき、総合演習に望んでいただきますようお願ひいたします。
- ② 都道府県担当職員・アドバイザー研修（オーデマンド配信）『高齢者・障害者虐待対応と消費者被害対応の基本的理解』の聴講を済ませてから総合演習にご参加いただくことを奨励いたします。

以上

— 総合演習①の事例 —

●月○日

A市から県の成年後見アドバイザー相談窓口へ、以下の相談が入った。

相談概要：

未届老人ホームの元職員から市に虐待通報があった。今後の対応において、入所中の高齢者に成年後見制度の利用が必要になっていると思われる所以アドバイザーに相談したい。

○A市に所在する未届老人ホームが本人と契約して利用者の財産を管理しているという通報者からの情報があるため、成年後見の申立てを検討している。保険者が複数にまたがっており、首長申立てはどの自治体がすべきなのか？

また、ホームが財産管理をしている場合には、後見人にどう引き継げばいいのか？

○虐待対応として動く場合は、県のどの部署に相談すればいいのか？県が主導してくれるのか？これまでA市としては、このような虐待対応の経験がない。

通報者（元職）の通報内容：

「夜間、両手足と腰に身体拘束をして、外から鍵をかけるよう指示されている。本人は具合が悪くても、電話もできず、人を呼ぶことができない。これは虐待ではないか？」という通報あり。

（拘束されている写真や、指示が出されている紙の写真もあり。また、高齢者の背中の骨が見えるほどの深い褥瘡の写真や、ただれた湿疹の写真もあり）

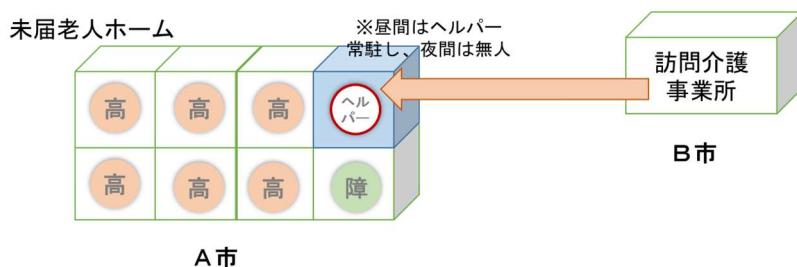
住宅の概要：

A市にある未届老人ホーム住宅（元社員寮であったマンション一棟借り上げタイプ）で部屋数は8室だが現在入居者は7名。要介護3から要介護5の高齢者6名と障害者1名が入居している。すべてが介護保険認定保持者または障害支援区分認定者であり生活保護受給者もいる。金銭管理は住宅が行っている。医療法人が経営者であり、主治医である。

併設の介護保険サービスは無いため、B市の訪問介護事業所（障害福祉サービス事業の居宅介護を併設）を利用して。訪問介護事業所職員はサービス提供以外の時間は、住宅の一室を詰所として利用し、日中はほぼ常駐。

9時、12時、15時、17時、19時に訪問して個々に約30分、整容や食事等の世話をしていることになっている。入浴については不明。他のサービス利用は無。

夜間は無人である。



利用者について：

訪問介護事業所の指導権限のあるB市にサービス利用をしている利用者の確認をしたところ、A市から1人、他にC市、E市から3人ずつこの住宅を使っている。

A市の市民Wさんは、高齢者。生活保護受給者ではないが身寄りがない。（事前情報収集にて確認）

C市、E市については、現在確認中。

- 市町村で初動の情報収集をするが、保険者が複数にまたがっておりA市から県に報告し助言を求ることとした。
- 緊急性も高いと思われ急ぎ調査する予定であるが、身寄りのない高齢者については調査の段階から後見制度の利用が必要とも考えるため、現時点で、県の体制整備アドバイザーに相談を行った。

